

「指定通所介護事業」  
さつき荘西茂呂デイサービスセンター運営規程

(事業の内容)

第1条 社会福祉法人津田福祉会が開設する指定通所介護事業所さつき荘西茂呂デイサービスセンター(以下「事業所」という。)の通所介護の事業は、要介護状態にある利用者(以下「利用者」という。)が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所における通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、その目標を設定し、計画的に行う。

- 2 事業所は、自らその提供する通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3 通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 4 通所介護の提供に当たる従業者は、通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 6 通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 さつき荘西茂呂デイサービスセンター
- 二 所在地 栃木県鹿沼市西茂呂4丁目30-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者  
通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、通所介護の利用の申

込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 生活相談員

生活相談その他の通所介護の提供に当たる。

三 看護職員

看護その他の通所介護の提供に当たる。

四 介護職員

介護その他の通所介護の提供に当たる。

五 機能訓練指導員

機能訓練指導その他の通所介護の提供に当たる。

- 2 介護予防・日常生活支援総合事業との併設の場合における人員の兼務や設備の共用を認めることができる。

(通所介護の利用定員)

第5条 事業所の通所介護の利用定員 40名

(営業日及び営業時間)

第6条 通所介護を提供する日及び時間は次のとおりとする。ただし事業所が必要に応じて特別に認めた場合は、この限りでない。

一 営業日 日曜日～土曜日(但し、12月31日～1月3日は除く。)

二 営業時間 8:30～17:30

(但し、利用者のご希望により8時間以上のサービスを希望される場合はその限りではない。)

(通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業所の行う通所介護の内容は次のとおりとする。

一 入浴、排泄、食事等の介助

二 機能訓練

三 健康管理

四 食事の提供

五 入浴の提供

六 送迎

七 その他必要な日常生活上の援助

- 2 通所介護の利用料の額は、厚生労働省が定める介護報酬の告示上の額によるものとする。また、自己負担については割合証に記載のある額とする。

- 3 前項のほか、次に掲げる費用の支払を受ける。

一 送迎に要する費用(次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利

用者に対して行う送迎に要する費用に限る。)

通常の事業の実施地域を超えた地域 (別途 重要事項に記載)

(往復キロ数にて徴収する。)

二 食費 昼食費(おやつ代含) (別途 重要事項に記載)

夕食費 (別途 重要事項に記載)

三 レクリエーション、クラブ活動 実費

四 日常生活上必要となる諸費用 実費

4 前項の費用の支払を受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、そのサービス内容及び費用について説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名を受ける。

5 事業所は、第3項第二号の食費について、当該食費の額の設定時に想定していなかった事情により新たな費用が生じた時は、当該新たな費用を基礎として、食費の額を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、鹿沼市、宇都宮市、とする。

(サービス提供の記録)

第9条 事業所は、通所介護を提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用料の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票に記録する。

(通所介護計画)

第10条 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービスの内容に沿って作成されなければならない。

3 事業所は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 事業所は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 事業所は、それぞれの利用者について、通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 一 けんか、口論、泥酔等により他の利用者等に迷惑を及ぼさないこと。
  - 二 喫煙は、定められた場所ですること。
  - 三 災害発生時等の緊急時には、従業者の指示に従うこと。
- 2 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。
- 一 正当な理由なしに通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - 二 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第12条 事業所の従業員は、通所介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は別に定める協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(運営体制の確保等)

第13条 事業所は、利用者に対し適切な通所介護を提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 事業所は、職員の資的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- 一 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
  - 二 継続研修 年 2回以上

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、防火管理者を配置して、年2回以上定期的に避難及び救出訓練を実施する。

- 2 非常災害時、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知する。
- 3 消防設備その他の非常災害に際して、必要な設備を設ける。

(業務継続の強化(BCP))

第15条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが提供出来る体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を行う。

- 2 事業所において業務継続計画が未策定な場合、業務継続計画の規定する基準を満

たさない場合は、解消されるに至った月まで、所定単位数から減算する。

(感染症対策の強化)

第16条 感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、専任の感染対策担当者をおき、定期の委員会開催をするとともに、感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じて随時開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を行う。

(高齢者虐待防止の推進)

第17条 利用者の人権の擁護、虐待防止・早期発見、虐待の発生又は再発防止に関する措置を講じる。虐待等の事案については、一概に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応する。専任の担当者を決め、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行う。

- 2 事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、高齢者虐待防止の措置を講じていない場合に減算を行う。高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、指針を整備していない、年に1回以上の研修を実施していない又は担当者を置いていない事実が生じた場合、改善が認められた月までの間について所定単位数から減算する。

(ハラスメント対策の強化)

第18条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策として、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、苦情を含む相談、顧客等からの著しい迷惑行為の防止のために必要な措置を講じる。

(身体的拘束等の制限)

第19条 サービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(生産性向上の取組)

第20条 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、委員会を設置し現場における課題を抽出及び分析した上で状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。

(会議や多職種連携における ICT 活用について)

第21条 テレビ電話装置等を活用する際は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して行う。

(衛生管理等)

第22条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第23条 事業者の従業員は、通所介護を提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しない。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。

2 事業者の従業員は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。

3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとする。

(苦情処理)

第24条 事業所は、その提供した通所介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 事業所は、その提供した通所介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、保険者からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を保険者に報告する。

5 事業所は、提供した通所介護に関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内

容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第25条 事業所は、利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
  - 3 事業所は、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
  - 4 事業所は、事故発生時における職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを作成し、職員に徹底する。

(記録の整備)

- 第26条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 事業所は、利用者に対する通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
    - 一 通所介護計画
    - 二 第9条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
    - 三 第11条第2項に規定する市町村への通知に関する記録
    - 四 第24条第2項に規定する苦情の内容等の記録
    - 五 第25条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する重要事項)

- 第27条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事会において定める。

(改廃)

第28条 この規定の改廃は、理事会において定める。

附則

この規定は、平成12年 4月 1日 施行

平成14年 4月 1日 改正

平成15年 4月 1日 改正

平成17年10月 1日 改正

平成18年 4月 1日 改正

平成21年 4月 1日 改正

平成23年12月29日 改定

平成29年 4月 1日 改定

令和 3年 4月 1日 改定

令和 6年 4月 1日 改定